

募集要項（案）の概要

施設名		堺市立男女共同参画センター
施設の設置目的		男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援することを目的として設置された施設
事業内容に関する事項		
項目	募集要項参照ページ	内容
1.施設の名称、場所	P.1	(1) 施設の名称 堺市立男女共同参画センター（愛称 コクリコさかい） (2) 設置年月日 昭和 55 年 9 月 1 日 (3) 設置場所 堺市堺区宿院町東 4 丁 1 番 27 号 (4) 施設規模 敷地面積 1,326 m ² 建築面積 819 m ² 延床面積 2,029 m ²
2.指定管理者が行う業務	P.1～P.2	(1) 施設の管理運営に関する業務 (2) 施設等の維持管理に関する業務 (3) 男女共同参画の推進に関する業務 (4) 相談事業に関する業務 (5) 男女共同参画の視点からの防災対策や災害対応の推進に関する業務 (6) その他
3.管理の基本的事項	P.2	(1) センター条例第 1 条に基づく管理 (2) 個人情報保護の徹底、情報公開 (3) 公正、公平な管理 (4) 政治的行為等の禁止 (5) 利用者の意思及び人権を尊重したサービスの提供 (6) 法令遵守 (7) 効果的、効率的な管理運営による経費の縮減 (8) 利用者等の意見・要望を反映したサービス向上 (9) 施設・設備の適正な維持管理 (10) 住民、自治組織、事業者等との良好な関係の維持 (11) 堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例、さかい男女共同プランの内容や取組を踏まえた業務の実施 (12) 国の男女共同参画基本計画、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を踏まえた運営 (13) 社会環境の変化に対応した事業展開、施設の機能強化 (14) ICT を活用した市民サービスの向上、運営の効率化
4.指定期間	P.2	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）。この期間は市議会の議決を経て決定する。
5.自主事業	P.2	施設の利用促進、サービス向上のため企画提案し、自己の責任と費用で実施する。 自動販売機の設置については、別途行政財産貸付の手続きが必要。
6.管理経費等	P.3	(1) 会計年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日 (2) 指定管理料の支払い等 提案上限額：89,466 千円/年（税込） (3) 指定管理料の支払い時期等 四半期ごとの支払 (4) 指定管理料に含まれる経費 人件費、管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費等）、事業費（講座や相談事業等の事業費に係る費用） (5) 指定管理者の収入 指定管理料、利用料金、講座の受講料
7.利用料金等	P.4	(1) 利用料金制の採用 (2) 利用料金の減免 センター条例の規定により減額し、又は免除することが可能。 (3) 利用料金の還付 センター条例の規定により全部又は一部を還付することが可能。 (4) 自主事業の参加費等 自主事業の参加者から参加費等を徴収することが可能。
8.管理の基準	P.5～P.7	(1) 関係法令の遵守 (2) 開館時間及び休館日 (3) 使用許可等 (4) 守秘義務 (5) 個人情報の保護 (6) 情報公開 (7) 文書管理 (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応 (9) 市の施策との整合・協力 障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興・地域コミュニティの醸成、環境問題への取組、暴力団排除、市政への協力
9.基本事業計画書及び年度事業計画書	P.7	(1) 管理運営方針 (2) 従業員の配置計画 (3) 収支計画 (4) 利用促進計画、サービス向上の方策、(5) 第三者への業務の委託計画、(6) 自主事業計画 (7) モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映 (8) 人材育成の考え方及び研修計画 (9) 苦情、要望への対応 (10) 個人情報の保護方針及び保護措置 (11) 情報公開方針及び広報計画 (12) 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針 (13) 目標設定と目標達成の方策 (14) 緊急時対策 (15) 男女共同参画の推進に関する業務・相談事業・男女共同参画の視点からの防災対策や災害対応の推進に関する業務の実施計画
10.リスク（責任）分担	P.8	「堺市立男女共同参画センター指定管理者募集要項（案）」別紙 2 のとおり。詳細は指定管理者の指定後に協議を実施。
11.管理運営に伴う租税	P.8	管理運営に伴う租税の負担が生じた場合は指定管理者が負担
12.保険加入	P.8	市と指定管理者を被保険者とする賠償責任保険への加入
13.行政財産の目的外使用許可	P.8	市が許可を行い、その使用料は市の収入
14.業務の第三者への委託	P.8～P.9	管理業務の第三者委託は不可。ただし、別紙 3 記載の業務については、あらかじめ市の承認を得た場合は委託可。
15.市の指示等	P.9	(1) 管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示ができる。 (2) (1) の指示に従わないときは、指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部又は一部の停止ができる。
16.定期会議の開催	P.9	業務を円滑に実施するため、市と指定管理者は、定期会議を四半期ごとに 1 回開催
17.モニタリング等	P.9	(1) 利用者アンケート等による意見聴取の結果を集計し市に報告 (2) 報告に基づく指定管理者への必要な指示、評価の実施 (3) 第三者によるモニタリングの実施

18.管理業務の報告	P.9～P.10	(1) 会計年度終了後の事業報告書の提出 (2) 四半期ごとの定期報告書の提出 (3) 緊急事態等の報告
19.管理業務の継続が困難になった場合の措置	P.11	(1) 指定管理者の帰責事由により継続困難となった場合は、指定取消等の措置をとり、損害は本市に賠償する。 (2) 不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しができる。
20.引継ぎ等	P.11	(1) 指定後の市及び次期指定管理者との引継ぎ (2) 引継ぎ時の施設設備の原状回復 (3) 配置した器具等の引継ぎ (4) 指定期間満了日後の利用にかかる利用料金相当額の市又は次期指定管理者への引継ぎ
21.管理業務に関する評価	P.11	モニタリング結果をもとに、年度終了後に指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を実施。第三者の外部有識者の意見聴取、管理業務への反映。必要に応じた是正措置、指定管理料の減額などのペナルティ。評価結果は市ホームページに公表。

募集手続きに関する事項

項目	募集要項 参照ページ	内容	
1.公募及び選定のスケジュール	P.11～P.12	募集要項の公表	令和4年7月25日(月)～9月30日(金)
		現地説明会参加申し込み	令和4年7月25日(月)～8月17日(水)
		現地説明会	令和4年8月24日(水)
		質問書の受付	令和4年9月2日(金)～9月9日(金)
		質問書の回答	令和4年9月15日(木) (予定)
		応募書類の受付	令和4年9月22日(木)～9月30日(金)
		書類審査	令和4年10月上旬(予定)
		面接審査	令和4年10月中旬(予定)
		選定結果の通知	令和4年10月下旬(予定)
		市議会による指定管理者の議決	令和4年12月(予定)
2.応募資格等	P.12	(1) 応募団体の資格 (2) グループ応募について (3) 応募団体が募集要項記載の項目(市長が定める要件)に該当する場合は、審査において、項目ごとに2点ずつ付与(上限6点)	
3.欠格事項	P.13	欠格事項に該当する団体は応募無効。グループで応募する場合はすべての構成団体が欠格事項に該当しないこととし、1団体でも該当した場合は応募無効	
4.選定対象除外	P.13～P.14	虚偽、不正等失格で選定対象除外	
5.応募手順	P.14	上記「1.公募及び選定のスケジュール」のスケジュールにおいて所定の手続きにより応募	

提出書類に関する事項

項目	募集要項 参照ページ	内容	
1.書類の作成	P.15	センターに求められている役割を十分に踏まえた上で提案すること。	
2.書類の提出	P.15～P.17	(1)～(31)の書類を提出すること。	

選定及び指定に関する事項

1.選定審査方法	P.17	(別紙5) 堺市立男女共同参画センター 指定管理者選定基準に基づき、書類審査及び面接審査を実施のうえ、候補者を決定
2.選定結果の通知等	P.17～P.18	令和4年10月下旬を目途に、文書で通知
3.指定管理者の指定等	P.18	候補者の決定後、市議会(令和4年11月予定)で指定の議案の議決を経て指定
4.協定に関する事項	P.18	指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」を締結

その他

1.注意事項	P.18	「堺市立男女共同参画センター指定管理者募集要項(案)」を参照
2.添付資料	P.18～P.19	「堺市立男女共同参画センター指定管理者募集要項(案)」を参照